

小城市シティプロモーション推進事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの名称

小城市シティプロモーション推進事業業務委託公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)

(2) 業務の概要

専門的知識、ノウハウ等を有する民間事業者の知見を取り入れながら、本市の強みや弱みを分析した上で、市内外の人に小城市の総合的なイメージアップを図り、市政・観光・産業などの情報について交流人口の増加、特産品の需要拡大、さらには雇用創出など市内産業の活性化に繋がるような効果的でインパクトのあるコンテンツを、ICT等を利活用し発信する。

(3) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル方式

(4) 事業者の選定

審査は、提案書等を基にプレゼンテーションとヒアリングを行い、最優秀者及び次点者を選定する。提案者が1者であっても、合格点(7割)に達している場合は、本プロポーザルは成立するものとする。

(5) 主催者

小城市

(6) 費用

本業務の委託等に係る提示上限額(税込み)は、以下のとおりとする。

6,545,000 円

(7) 委託期間

業務委託契約締結の日から令和3年3月31日(水)まで

2 委託の仕様書等

別に定める「シティプロモーション推進事業業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)による。

3 提案に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

小城市役所 総務部 総合戦略課

TEL 0952-37-6110 電子メール:sogosenryaku@city.ogi.lg.jp

4 提案者に必要な資格

企画提案に参加できる者は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 佐賀県内に事業所を構え、法人格を有する団体であること。
- (2) 小城市の市政、市勢、該当する施策等、小城市の実情を十分に理解していること。
- (3) 小城市役所内および関連機関における関係者間の連携調整が実行できること。
- (4) 本業務と同種あるいは類似する業務において、十分な実績または豊かな創造力と工夫に富んだ企画力を有していること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 小城市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 8 号)第 6 条の規定に該当しないこと。
- (7) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

5 提案手続

(1) 手続の流れ

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| ① 実施要領、仕様書の公告(本市) | 令和 2 年 5 月 13 日(水) |
| ② 質問書提出期間(提案者) | 令和 2 年 5 月 13 日(水)～20 日(水) |
| ③ 質問書回答期間(本市) | 令和 2 年 5 月 21 日(木)～22 日(金) |
| ④ 参加意思表明書提出締め切り(提案者) | 令和 2 年 5 月 27 日(水) |
| ⑤ 提案書・企画書等提出締め切り(提案者) | 令和 2 年 6 月 3 日(水) |

※6 者以上の場合は、プレゼンテーション審査対象として書類選考で 5 者を選定する。

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| ⑥ 審査対象選定通知(本市) | 令和 2 年 6 月上旬 |
| ⑦ プレゼンテーション・ヒアリング審査(提案者、本市) | 令和 2 年 6 月 5 日(金) |
| ⑧ 審査結果通知(本市) | 令和 2 年 6 月中旬 |

(2) 各手続詳細

① 実施要領および仕様書・様式等の公告

ア 期間 令和 2 年 5 月 13 日(水)午後 1 時から令和 2 年 6 月 3 日(水)午後 5 時まで

イ 場所 小城市役所ホームページ

② 参加意思表明書の提出

ア 期限 令和2年5月27日(水)午後5時まで

イ 提出方法 持参若しくは郵送による(郵送の場合は事前連絡の上、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法により、期限までに必着)

ウ 場所 〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
小城市役所 総務部 総合戦略課

エ 提出物

・参加意思表明書(様式第1号) 1部

③ 提案書・企画書・見積書・証明書等の提出

ア 期限 令和2年6月3日(水)午後5時まで

イ 提出方法 原則持参。(持参できない理由がある場合は、事前連絡の上、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法により、期限までに必着)

ウ 場所 〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
小城市役所 総務部 総合戦略課

エ 提出物

・提案書(様式第3号) 1部

・応募団体の概要(定款、決算書、パンフレット等) 7部

・見積書(形式は問わない) 正本1部、副本6部

・企画書(形式は問わない) 正本1部、副本6部

・事業実績書及び類似契約実績書(形式は問わない) 正本1部、副本6部

・国税及び地方税の納税証明書(様式その3の3:法人税と消費税及び地方消費税の証明)

・印鑑証明書(写し可、証明内容が申請時の現状を証明するもの)

・登記簿謄本または履歴事項全部証明書(写し可、本店の所在地を管轄する法務局で発行されるもの)

※小城市に入札参加資格審査申請書を提出している事業者については、国税及び地方税の納税証明書、印鑑証明書、登記簿謄本または履歴事項全部証明書の提出を省略できる。

※見積書は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込み価格を記載し、積算根拠の具体的な内訳を明らかにしたものとする。

※選考は、「企画提案」と「見積り金額」の総合審査により行う。

※提案書作成等に必要な費用は各者の負担とする。

④ 書類審査

提出された企画書、見積書等について審査を行う。

⑤ 書類審査結果の通知

6者以上の場合は、提案者の提案内容を選定方法に基づき評価を行い、評点の高い5者をプレゼンテーション審査対象として選定及び通知する。

⑥ プレゼンテーション・ヒアリング審査

提出された企画書に従いプレゼンテーションとデモンストレーションを行うこと。1者あたりの発表時間(プレゼンテーションとデモンストレーション)は20分以内、ヒアリング(質疑応答)の時間は15分程度とする(計40分以内)。参加者は3名まで(業務に携わる者で業務内容に精通した者)とする。プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは市役所が用意する。プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とする。

⑦ 審査結果の通知

提案者の提案内容を選定方法に基づき評価を行い、評点の最も高い者1者を最優先交渉権者として選定する。1者の場合もプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施するものとする。選定の結果は、電子メール又は文書によって通知する。

6 提案に関する問い合わせ

<仕様書に関する疑義について>

(1) 問い合わせ先

仕様書の内容に関する疑義・質問については様式第2号により、電子メールでのみ受け付ける。上記以外の問い合わせや直接の問い合わせは禁止する。

電子メール: sogosenryaku@city.ogi.lg.jp

(2) 回答方法

問い合わせ者全員(担当者)に対し電子メールで回答する。

(3) 受付期間

令和2年5月13日(水)午後1時から

令和2年5月20日(水)午後5時まで

(4) 回答期間

令和2年5月21日(木)から

令和2年5月22日(金)午後5時までに回答する。

7 提案参加の辞退

参加申込後であっても提案を辞退することができる。その場合は、令和2年6月3日(水)午後5時までにその旨を記載した文書にて問い合わせ先まで提出すること。なお、提案を辞退した場

合でも他の案件での入札には一切影響しない。

8 選定方法

(1)選定委員会

事業者の選定は、小城市シティプロモーション推進事業業務委託候補者選定委員会が行う。

(2)評価の方法

提案の内容から採点する。

(3)評価項目

評価項目は下記のとおり。配点は公表しない。

表1

番号	評価項目	
1.	会社・担当者の業務実績	本業務を遂行する上で、プロジェクト責任者または担当者が十分な経験・実績を有しているか。
2.	取り組み姿勢	本業務の取り組みに対し、熱意や意欲が感じられるか。
3.	実施体制	本業務を遂行可能と判断できる実施体制がとられているか。
4.	企画提案の効果・発展性	・ターゲット層(子育て世代等)への訴求となっているか。 ・市民が市への愛着等を深める仕組みとなっているか。 ・市外在住者が本市に興味・関心を抱く仕組みとなっているか。 ・本市の知名度向上・魅力向上に資する仕組みとなっているか。 ・上記による定住促進・人口誘導への発展性があるか。
5.	企画提案の実現・継続性	・提案する企画の実現性はあるか。 ・提案する企画は一過性に終わらず継続姿勢のある提案か。 ・庁内部局や、市民・企業等の多様な主体と連携し推進する仕組みとなっているか。
6.	企画提案の独自性	・本市の特性・地域性を活かした企画の提案か。 ・提案事業者の強みを活かした企画の提案か。 ・先駆的かつ創造性の高い提案か。
7.	価格	詳細で具体的な見積もりで設定金額をクリアしているか。

9 参加にあたっての確認事項

以下の点を確認頂き、了承頂いた上で提案に参加すること。

- (1)本提案書作成にかかる費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2)不確定要素が多々ある中であっても、提案者の経験やノウハウ等を最大限活用し、具体的に実効性のある提案書を提出すること。
- (3)本実施要領に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し提案書に記載すること。

- (4) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って履行できる内容とすること。
- (5) 審査経過に関する質問等は一切回答しない。
- (6) プレゼンテーション・ヒアリング審査終了後希望があれば、希望者が所属する提案団体の合計点に限り公開する。
- (7) 失格事項
次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。
- ア 参加意思表明書及び提案書等に虚偽の記入をした者。
 - イ 公告日現在において応募資格がなく提案書等を提出したもの又は本公告日から委託契約の前日までの間に、応募資格を有しなくなった者。
 - ウ 参加意思表明書及び提案書等の作成留意事項、提出方法及び提出期限に適合しない者。
 - エ 提案書等を複数案提出した者。
 - オ 提案書等に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者。
 - カ その他、選定委員会が不適格と認めた者。
- (8) 提案書等の取扱い
- ア 提出後の提案書等の追加、修正、差し替え等はいできない。
 - イ 提案書等は返却しない。また、必要に応じて補足資料等を求める場合がある。
 - ウ 提出された提案書等は、応募者に無断で本業務の受託者選定以外の目的に使用しない。
 - エ 提案書等の選定を行う際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製を作成することがある。
- (9) その他
- ア 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、小城市情報公開条例(平成17年条例第7号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。
 - イ 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
 - ウ 本実施要領に記載のない事項については、小城市プロポーザル方式実施要領に準ずるものとする。